

平成 29 年度予算編成について

1 予算編成方針

(1) 町の状況

政府と日銀による金融政策は、経済全体へのカンフル剤とはならず、一部では再びデフレの影が忍び寄っているとの報道さえあります。一方で景気実態や地域性に基づかない人件費の上昇圧力は、企業や地方自治体の固定費を上昇させ、新たな投資への阻害要因となる可能性を否定できない状況です。

当町においては、国勢調査の結果から人口減少、決算状況から税収逋減及び福祉・医療・介護に対する費用増大などのトレンドが改めて確認され、財政状況が好転するような要因を確認できない状況です。

一方で、町が直面する課題は数多くあり、これに対し必要な施策を行うにあたっては、国・県支出金、地方債などの依存財源に頼るほかなく、町単独で特色ある事業を予算化することが大変難しい財務環境となっています。実行しなければならない事業を推進するにあたっては、必要な財源を確保する不断の努力が求められています。

このような状況から、歳入予算の構造強化を図るとともに歳出予算については、各事業の内容、規模、運営手法、職員関与の度合などの検証を進め、必要に応じて見直しへと舵を切る決断を迫られており、ここで逡巡し将来に禍根を残すことは許されません。

町は、中・長期的視点に立ち、生き残りをかけ、さまざまな改革を推進しながら予算編成に臨まざるを得ない状況です。

(2) 編成方針

平成 29 年度予算は、次の方針に基づき編成することとします。

- ① 平成29年度は、第5次二宮町総合計画中期基本計画の2年目となることから、前期基本計画期間中の行政評価結果並びに平成31年度までが計画期間となる二宮町総合戦略の方向性、第4次二宮町行政改革大綱を踏まえ、各事業の内容について適切な見直しを図るとともに、中期基本計画・総合戦略への位置づけについても留意することとします。
- ② 昨年度に引き続き、予算編成方針のほか、予算編成過程について公表することとします。また、本年度は、重点施策を中心に各事業別の編成過程についても公表する予定です。
- ③ 各事業及び施設について、その管理・運営に必要な経費について、職員の意識改革、業務改革などを含め、あらゆる工夫と柔軟な発想に基づき見直しを進めていきます。特に行政改革大綱に位置付けた改革は、積極的な提案を求めます。
- ④ 予算査定は、「一件査定方式」により実施します。また、予算全てにおいて適切な積算根拠と財源見通しを備えたものとし、町民に対して十分な説明責任を果たしていきます。

2 財政状況の見通し

(歳入)

基幹的歳入である町税は、個人所得の停滞や人口減少を主な要因として、引き続き平成 29 年度も減少するものと見込まれています。

地方交付税のうち普通交付税については、税収減などにより基準財政収入額が落ち込むことが予想される一方で、基準財政需要額は、臨時財政対策債償還費を中心として公債費が現行の水準を維持するものと見込みますが、国調人口の減少から各算定経費の低下が懸念されており、増収を見込むことはできません。特別交付税も自然災害の被災地にその多くがシフトすることが見込まれており、予断を許さない状況です。

町債については、借入額と元金償還額とが拮抗状態を脱することができないため、残高が目に見える形で減少方向に振れていません。また、起債しなければ町債償還が滞るような予算構造となっています。引き続き借入額については抑制的なものとする必要があるところですが、町債予算のあり方次第で平成 29 年度当初予算も大きく影響されるものと見込んでいます。

特別会計においては、安定した会計運営のため税・料などについて、常に実態に則した適切な値となるよう、見直しへの取り組みが必要となっています。

(歳出)

消費的経費のうち人件費は、職員の働き方、取組み方及び事業の見直しが進まず、非常勤職員等の需要が高まるような悪循環となっており、抑制されてはいるものの削減までには至っていないことから、非常勤を含めた人件費について具体的な取組みが必要となっています。扶助費については子育て支援、高齢者及び障がい者支援など、年々費用が増加しており、現行を上回るサービスを提供することは、現実的な選択肢ではないものと見込んでいます。

物件費は、施設の維持管理体制のあり方、経費の見直しを図ることで、引き続き歳出削減をしていかざるを得ない状況です。

そのほかでは、特別会計への繰出金が年々肥大化し、歳出決算の中で目立って伸びている状況を踏まえ、特別会計側において事業実績、効果などを検証した上であらゆる対策が迫られています。

また、経常収支比率が高水準であることは、近年の決算からも明らかですが、これは、既存の事業以外に割り当てられる財源が極めて乏しいことを示しています。引き続き歳出予算の見直しが必要であると同時に新規事業には、廃止若しくは見直した事業が伴うことが必須です。

投資的経費は、計画に裏付けされ、真に必要な事業以外は予算化が困難な状況です。特に切迫性が認められない事業や財源の裏付けが乏しい事業については、予算計上することを見送るべき状況です。

(まとめ)

以上の状況から平成 29 年度予算編成には、行政コスト、事業効果などが検証済みであるほか、事業に必要な財源を担保した予算要求である必要があります。

町職員は、自身の存在そのものが「コスト」であることを意識し、予算の効果、方向性、優先度などを見定めた上、事業の見直しを進めるとともに町民に対し説明責任を果たすことができる予算となるよう編成作業にあたってください。

3 基本的事項

「1 予算編成方針」及び「2 財政状況の見通し」を踏まえ、次に記した各事項に十分留意し、平成 29 年度予算の見積りをしてください。

- (1) 第 5 次総合計画実施計画（以下、「総合計画」という。）に位置付けられた各事業の進捗状況等を勘案し、かつ平成 29 年度重点施策を念頭に置き予算編成に取り組んでください。また、総合計画に位置付けのない新規事業を要求、又は既存事業を統廃合する場合は、「平成 29 年度予算編成に係る新規・廃止事業等調査シート」を提出してください。
- (2) 部長査定は、各部等毎に日程調整の上で実施し、大きな補正や執行残の原因となるような未確定要素の強いものは、部長査定の段階で排除してください。なお、選挙管理委員会及び監査委員会事務局は政策総務部長、農業委員会は都市部長の査定となります。各課等については、部長査定の経過を明らかにするために、査定結果を「部長査定内容確認表」により提出してください。
- (3) 議会からの予算・決算審査意見、監査委員からの決算監査審査指摘事項及び地区要望等については、各部・課等において十分に精査した上で予算見積りに反映させてください。
- (4) 町税、保険税(料)、使用料及び手数料、負担金等の滞納繰越額については、可能な限り高い目標となる徴収率により予算を見積りしてください。
また、国庫補助金などは、根拠希薄な予想に基づく任意の交付率を乗じることなく、原則として理論値で予算見積りをしてください。
- (5) 技術的な理由により町職員で設計額を積算できないものは、原則として設計委託の予算を計上し、適切な積算根拠とするよう努めてください。
特に入札不調の原因となり得るので、見積書ベースでの計上が社会通念上やむを得ないと判断したものは、必ず複数社から見積書を徴し、数値の客観性向上に努めてください。
- (6) 施設管理に係る委託料等の物件費については、法令で義務化されているものを除き、その頻度や水準は、必要最小限で予算計上してください。また、維持補修費は、施設利用者に対し不利益や危険を及ぼす蓋然性が高い場合に限り、必要な予算計上をしてください。
- (7) 報酬、賃金などにより任用する者の単価については、最低賃金の動向、近隣市町の状況調査及び正職員給与の状況などを勘案した上で予算編成することとします。

- (8) 団体等への補助金は、入念に調整した上で予算計上してください。ただし、その算定根拠を必ず見積明細書に記載して下さい。当該根拠が不明であるときは、補助対象としない場合があります。
- (9) 工事請負費、委託料等の予算を積算するにあたっては、昨今の人件費の上昇傾向、物価上昇などを十分に配慮するとともにその内容が華美・過大とならないよう留意してください。また、複数年により事業執行する予定であるものは、継続費、債務負担行為の設定を前提に予算見積してください。
- (10) 公共施設は、町民にとって大切な「資産」ですが、同時に建設費の償還、維持管理経費などの「負債」の側面を併せ持ちます。よって、投資的経費の予算計上は、延々と維持管理費が必要となることを強く意識しながら慎重に行い、後年の維持に必要な財源構成を説明できるよう、説得力のある計画としてください。
- (11) 昨年に引き続き具体的にシーリング等の予算要求上の制約は設定しませんが、歳入予算においては、財源確保への取り組みを、歳出予算においては、事業内容を見直した成果を見積明細書に記してください。法令上の定めがあるものを除き、あらゆる経費について、前年踏襲に終始することは想定していません。

4 日程

平成 29 年度予算の編成日程（予定）は、次のとおりとします。

区 分	日 程	備 考
予算見積書提出（入力）期限	平成28年10月31日	期限厳守
1次査定（政策総務部）	平成28年11月15日 ～ 平成28年12月16日	
2次査定（町長・副町長）	平成29年1月6日 ～ 平成29年1月20日	
内示	平成29年2月1日	
予算書校正	内示後3日程度	

※1 上記の日程は、事情により変更されることがあります。

※2 各課等別の査定日程については、追って通知します。

※3 1次査定には、副主(技)幹以上の職員のうち、所属長が必要と認める者の出席をお願いします。

平成29年度 重点施策（事業）について

1 重点施策（事業）の推進について

町では、第5次二宮町総合計画に掲げる町の将来像「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に向け、前期基本計画の評価結果を踏まえて重点的方針を見直した中期基本計画に沿って、平成30年度までの期間において施策を推進する。

また、平成27年度には、今後の人口減少及び少子・高齢化の進行を踏まえた「人口ビジョン」に基づく将来人口の目標を達成するために「二宮町総合戦略」を策定し、平成31年度までの期間中、「安心なくらしを守り、住み続けられる地域をつくる」、「二宮の強みを活かした魅力あるくらしを提案し、新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶え、子育てを楽しめる環境をつくる」、「二宮で安心して働き、仕事を生み出しやすい環境をつくる」の4つの基本目標に数値目標を定め、それを達成するための施策に重要業績指標（KPI）を設定し、具体的な事業としてプロジェクトを推進することとしている。

生産年齢人口の減少に伴う厳しい財政状況の中で持続可能な町政運営を行っていくために、「第4次二宮町行政改革大綱」に掲げる「組織体制の強化」、「持続可能な財政の確立」、「多様な主体との協働」の3つの基本方針に基づき策定された「第4次二宮町行政改革推進計画」に沿った、効率的・効果的な行政運営を着実に推進することが求められていることを踏まえながら、平成29年度の重点施策（事業）について、第5次二宮町総合計画中期基本計画並びに二宮町総合戦略に横断的に位置付ける施策を優先的に選定した。

2 重点施策（事業）について

(1) 生活の質の向上と定住人口の確保

- ① 子育て世代を見守り、支えるための妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援と環境づくり

○子育て世代包括支援センターの設置【新】（戦）

- ② 特色ある学校教育による子どもたちの生きる力の育成

○自ら学ぶ力を養うための教育の推進（戦）

- ・各教科における言語活動の充実
- ・コミュニケーション能力の育成

○地域と共に「生きる力」の育成（戦）

- ・児童生徒の地域活動への参加促進

- すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の充実 **(戦)**
 - ・支援が必要な児童生徒への対応の充実（いじめ、不登校、ひきこもり等への対応強化と支援教育の充実）
- 児童・生徒の学習環境の整備
 - ・効果的な授業を行うためのICT環境の整備
 - ・学校施設の老朽化に対応した計画的な維持管理
- 将来に向けた特色ある学校づくりの推進 **(戦)**
 - ・コミュニティ・スクール導入に向けた準備
 - ・小中一貫教育の導入についての検討

③ 誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくり

- 県や民間事業者、町民団体とも連携した「健康づくり・未病改善」 **(戦)**
 - ・「未病センターにのみや」の設置 **【新】**
 - ・未病改善事業の推進と食生活の改善による健康寿命の延伸
 - ・温水プールを活用した子どもから大人までの健康づくり事業の実施
- 地域福祉計画に基づいた超高齢化社会を見据えた地域福祉の充実
 - ・支え合いによる地域包括ケアシステムの構築と総合事業の実施
 - ・高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定
 - ・社会福祉協議会との連携強化
 - ・地域組織の枠組みの見直し

④ 「にのみやLife」の提案と発信

- シティ・プロモーションと情報発信力の強化 **(戦)**
 - ・(仮称) にのみや魅力発信隊の活動促進とシティ・プロモーション戦略の推進
- 空き家対策と住環境の整備による定住促進 **(戦)**
 - ・空き家等対策協議会の設立と空き家等対策計画の策定 **【新】**
 - ・幅広い空き家活用方法の検討と空き家相談体制の確立 **【新】**

⑤ 地域コミュニティの醸成支援

- 多様な主体との協働による地域コミュニティ活動の推進
 - ・一色小学校区をモデル地域とした地域コミュニティの再生・活性化 **(戦)**
 - ・地域活動支援交付金の仕組みの見直し **【新】**
- 町民活動サポートセンターの機能強化によるボランティア窓口の一元化

(2) 環境と風景が息づくまちづくり

- ① 二宮を知り、二宮に触れ、二宮を体験できる環境づくり
 - 自然や歴史の体験活動と文化・芸術活動の推進 **(戦)**

- ・生涯学習センター「ラディアン」と花の丘公園との一体的な魅力創出
- ・生涯学習センター「ラディアン」と図書館の文化交流拠点としての機能の充実と効率的な施設運営
- ・町の自然・歴史・文化に触れられる機会づくりと情報発信

② 子育てと仕事の両立の推進

- ワーク・ライフ・バランスを実現するための学習機会の提供と職場環境づくり **(戦)**
- 子育て支援の促進と放課後児童対策の充実 **(戦)**
 - ・学童保育所の公設公営化 **【新】**
 - ・病後児保育事業の検討

③ 地域にしごとを生み出し、資金を循環させるしくみづくり

- 物件や金融機関などとのマッチング支援など新たな起業者支援策の検討 **(戦)**
 - ・創業支援事業計画策定の検討 **【新】**

④ 身近な地域で働く希望を叶えるための雇用創出

- 遊休・荒廃農地の利活用の推進と新規就農者への斡旋 **(戦)**
- 特産物を活用した農商工連携や6次産業化の支援 **(戦)**

⑤ 町の環境を活かした再生可能エネルギーの地産地消等の可能性検討

- 再生可能エネルギー導入の検討 **(戦)**

(3) 交通環境と防災対策の向上

① 災害や犯罪に備える地域づくり

- 災害時における情報共有化の推進 **(戦)**
 - ・防災行政無線移動系の整備
 - ・防災行政無線固定系（親局）の更新及び強化 **【新】**
 - ・地区防災マニュアルの策定支援 **【新】**
- 海岸浸食対策に向けた取組み
 - ・国直轄西湘海岸保全事業の推進に向けた連携、協力
- 災害に強いまちづくり **(戦)**
 - ・暫定庁舎の整備に向けた比較・検討・可能性調査 **【新】**
 - ・木造住宅耐震診断及び改修に関する補助
- 消防・救急活動の充実強化 **(戦)**
 - ・消防車両（消防署消防ポンプ自動車）の更新 **【新】**
 - ・民間事業者と連携した高齢者住宅防火対策 **【新】**

② 公共施設の総合的なマネジメントとコンパクトさを活かした暮らしやすいまちづくり

- 公共施設再配置・町有地有効利活用等実施計画の策定【新】(戦)
- 公園・広場の充実と適切な管理運営による公園統廃合計画の策定【新】(戦)
- 下水道長寿命化計画の策定準備【新】
- 公共下水道整備の推進
- し尿処理施設改修実施計画の策定【新】
- 「二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例」の制定【新】
- (仮称)まちづくり条例の制定検討【新】
- 墓地等の経営の許可等に関する条例に係る権限移譲の可能性検討
- 地域公共交通システムの見直し
 - ・地域住民の参画によるコミュニティバスの運行見直し【新】
- 道路環境と橋りょうの整備
 - ・中里第一架道橋の改修【新】
 - ・道路台帳の電子化
 - ・通学路環境整備

(4) 戦略的行政運営

① 職員のスキルアップによる運営能力の向上

- 職員研修の充実と人事評価制度の確立
- 職員交流人事の推進
- 窓口サービスの向上

② 戦略的な自治体運営及びスリムな財政運営の推進

- 広域行政の推進
 - ・ごみ処理広域化による円滑なごみ処理の推進(リサイクルセンター整備負担金)
 - ・1市2町消防指令センターの共同運用【新】
 - ・1市2町による消防広域化の検討
- 対話型まちづくり(まちづくり移動町長室)の推進
- 総合計画と総合戦略、行政改革の推進
 - ・第5次二宮町総合計画後期基本計画の策定準備【新】
 - ・第4次行政改革大綱及び推進計画の進捗管理と第5次二宮町行政改革大綱の策定準備【新】
- 新地方公会計システムの更新【新】
- 産学連携の推進
 - ・インターンシップの実施と町事業における連携